

総長が特に命じる事務を担当する課及び課長を施設部に置く件

- 第1 施設部に、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）第10条第1項の規定に基づき、吉田本部地区の施設・環境整備等に係る事務を処理させるため、吉田本部地区施設環境担当課を置く。
- 第2 前項に定める課に課長を置く。
- 第3 課長は、上司の命を受け、その所属職員を指揮し、課の事務を掌理する。
- 第4 第1から第3までに定めるもののほか、課の組織その他必要な事項は、総務・人事担当の理事が定める。